

住宅メンテナンス診断士 規則

2022年3月1日 一般社団法人住宅長期支援センター 理事会 決定

- 第1条 「住宅メンテナンス診断士」（以下診断士という）とは、一般社団法人住宅長期支援センター（以下センターという）の設立趣意書及び定款を遵守のうえ、センターが運営する「住宅メンテナンス診断士講習会」を受講し、かつ所定の認定試験に合格の判定を受け、診断士の認定登録（新規登録、更新登録3年間）を終えた者とする。
- 第2条 診断士は、センターへの登録に際して、登録情報を記録のうえ、登録料を納入しなければならない。また、登録情報に変更が生じた時は、速やかに規定の手続きを経て変更をしなければならない。
尚、資格の抹消を希望する時は、その旨センター事務局へ書面を提出する。
- 第3条 診断士は、センターの設立趣旨を理解し、円滑なる運営に協力するとともに、良質な住宅ストック形成に向けて、活動を積極的に行うこと。
- 第4条 診断士は、センターの名誉、信用を失墜する行為をしてはならない。
また住宅の流通、リフォーム等に関わる依頼人以外の事業者から、メンテナンス業務の実施に関し、謝礼等の金銭的利益の提供や中立性を損なうおそれのある便宜的供与を受けないこと。
- 第5条 診断士は、生活者・消費者からの相談等については相談者が適切な判断ができるように速やかに、かつ誠意を持って、相談活動を行うこと。
- 第6条 診断士は、建築基準法をはじめ消費者契約法、個人情報保護条例などの関係法令を遵守すること。
- 第7条 診断士は技術力向上と法令順守の目的のために、センターが実施する関係セミナー、研修会等を受講し、スキルアップに努めなければならない。
- 第8条 診断士は、見積りや契約等については、誤解を生じないように、正確でわかり易い書面により、適正に業務を遂行する。尚、センターからの依頼事案については、業務遂行後、速やかにセンターへ報告し、「登録住宅いえかるて」等に情報を蓄積する。
- 第9条 診断士は、活動、業務上知り得た個人情報を一切漏らしてはならない。
- 第10条 診断士が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又は関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合、若しくは暴力団等であったことが判明した場合は、直ちに診断士資格を喪失する。
- 第11条 住宅メンテナンス診断士の名称を名刺、HP、SNS、チラシ等で使用する場合は、別紙ガイドラインに従うこと。
- 第12条 診断士がセンターの定款、会則、規則等に違反した場合、又は診断士が診断士として相応しくない行為を行った場合など、診断士としての社会的信頼を損なう行為を行ったとセンターが判断した場合、センターは、理事会・住宅メンテナンス委員会の決定により当該診断士の登録を抹消し、かつ、当該診断士の認定を取消することができる。またこの場合、センターの登録料等は返還されない。

以上